平成２４年（フ）第１８７１号
福岡市早良区田村７丁目１番７―101号
債務者　株式会社ｒｅｖｉｖａｌ
代表者代表取締役　岩本　聡子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八尋　光良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午後２時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５７５号
千葉県野田市尾崎685番地の９
債務者　有限会社わげんせ
代表者代表取締役　小川　冨夫
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午後３時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１１７号
大阪府藤井寺市小山９丁目２番20号
債務者　株式会社プロパックアース
代表者代表取締役　西川　豊司
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４２５号
大分県別府市上原町８番18号
債務者　有限会社丸竹水産
代表者代表取締役　與品　武志
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　碓井　啓己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後３時
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５号
宮崎県都城市都原町7992番地４
債務者　ヨシキ工業株式会社
代表者代表取締役　馬渡　清志
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前10時５分
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第９１７号
神戸市東灘区深江浜町１番１号、商業登記簿上の本店所在地兵庫県朝来市和田山町寺谷702番地１
債務者　株式会社諏訪青果
代表者代表取締役　枚田　嘉樹
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳田　栄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午前10時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２８号
高知市朝倉丙2037番地２
債務者　有限会社中央自動車工業
代表者代表取締役　山岡　重人
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午後１時30分
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１号
秋田県横手市十文字町字大道東58番地の５
債務者　有限会社秋南タクシー
代表者取締役　松浦謙二郎
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　堯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午後２時
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第６号
秋田県横手市十文字町佐賀会字中川原113番地の１
債務者　株式会社十文字自動車学校
代表者代表取締役　松浦謙二郎
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　堯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午後２時30分
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第５７６号
東京都江戸川区一之江３丁目６番２号
債務者　株式会社ミヤプラント
代表者代表取締役　宮崎日出夫
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　吉宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午前11時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
石川県加賀市水田丸町ト６番地５
債務者　株式会社ナガイケ
代表者代表清算人　笠間　和博
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森岡　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午前11時
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１８６３号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵1063番地２
債務者　日栄工業株式会社
代表者代表取締役　石田　哲雄
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萬年　浩雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７９１号
福岡市博多区下呉服町10番４―406号
債務者　池田　泰子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８１６号
福岡市西区下山門２丁目７番37―102号
債務者　大原　和美
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８１７号
福岡市南区清水３丁目５番19―301号
債務者　川畑　　愛
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８１８号
福岡市早良区南庄３丁目27番24―105号
債務者　山下　　亮
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８２０号
福岡県春日市上白水６丁目55番地トーレグランデ403号
債務者　廣瀬　嘉之
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８２８号
福岡県糸島市富213冨岡方
債務者　原田　樹里
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部